

## 愛媛県教育委員会 8月定例会議事録

### 1 開会の日時及び場所

令和5年8月17日（木）午後2時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

### 2 出席者

教育長 田所竜二 委員 関啓三 委員 竹本公三  
委員 峯本陽子 委員 山内満子 委員 宇都宮美由

### 3 欠席委員

なし

### 4 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 目見田貴彦	指導部長 島瀬省吾
教育総務課長 杉野将行	教職員厚生室長 高岡晃仁
社会教育課長 長田和也	文化財保護課長 渡部真司
保健体育課長 白鳥和樹	義務教育課長 小池達士
高校教育課長 川本昌宏	高校教育課魅力化推進監 細川昌弘
人権教育課長 佐々木直	特別支援教育課長 松本幸恵
保健体育課指導主事 秋山裕右	高校教育課担当係長 中村正直
高校教育課担当係長 徳森久子	高校教育課指導主事 松田智也
高校教育課指導主事 八木康行	高校教育課指導主事 森 洋明
高校教育課指導主事 小野貴康	高校教育課指導主事 鎌田千代
高校教育課指導主事 名本雅一	高校教育課指導主事 山下 潤
高校教育課指導主事 山本アサ子	高校教育課指導主事 近藤 啓
高校教育課指導主事 武智義尚	特別支援教育課指導主事 香川育代

### 5 会議の概要

#### (1) 開会（午後2時00分）

（教育長） ただいまから、教育委員会8月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等は電源を切るなどしておいていただきますようお願いいたします。

（教育長） それでは始めに、委員の皆様に御提案させていただきます。本日の議事のうち、その他の協議案件の予算案件につきましては、今後、知事が最終決定をして、県議会に上程される予定の案件ですが、知事による公表がされていないことから、また、その他の協議案件の表彰案件につきましては、人事案件であることから、審議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（全委員） 異議なし。

（教育長） それでは、そのようにさせていただきます。

最初に公開案件から審議することといたします。事務局が資料を配布しますので、少々お待ちください。

(2) 7月定例会議事録の承認

(教育長) 7月定例会議事録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) ありがとうございます。全員異議ございませんので、原案のとおり承認されました。

続きまして、教育長報告に移ります。

(3) 教育長報告

○令和5年8月閉会中観光スポーツ文教警察委員会の質疑内容について

(教育長) 令和5年8月閉会中観光スポーツ文教警察委員会の質疑内容について、副教育長から報告をお願いいたします。

(副教育長) 今月7日に、県議会におきまして閉会中の観光スポーツ文教警察委員会が開催されましたので、その質疑の概要につきまして、資料「観光スポーツ文教警察委員会質疑要旨」に基づいて御報告申し上げます。

今回の議題は、「不登校対策について」でございました。

主な質疑としましては、まず、県教育支援センターで取組を開始したメタサポキャンパスの利用状況等について質問があり、7月3日の開設から、7月末までに延べ32名が利用し、生徒からは「リアルで想像よりも面白い」、「活動を家族にも話した」という声が聞かれたほか、専任のスタッフ2名が活動の様子を保護者に伝えることで、保護者の安心にもつながっている旨を答弁しました。

次に、校内サポートルーム等の拡充について質問があり、校内サポートルームの強みは専任教員を配置できることであるが、全ての市町に専任教員を配置することは難しいため、国に対して標準法定数の中で配置できるよう制度改正を求めていること、メタサポキャンパスについては、今後20市町に広げていきたいこと、昨年度末に「不登校の未然防止と初期対応の手引き」を作成、配布するとともに、研修の充実や、スクールカウンセラー等との連携強化を図っている旨を答弁しました。

次に、家庭との連携について質問があり、児童生徒への関わりは、まずは学級担任や生徒指導主事等が対応するが、事案によってはスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等教育相談の専門家や、民生委員などと連携し、ケース会議を開き、意見を聞きながら、家庭や生徒への支援を進めている旨を答弁しました。

その他、スクールソーシャルワーカーの配置状況、教員以外とつながりを持っていない子どもへの対応等についての質疑がございました。

以上でございます。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

(山内委員) 資料の中で、今治市では、サポートルームの効果を実感し

て、全中学校に市独自で職員を配置していると記載されていますが、他の市町では、現時点ではどのようなサポート体制を検討されているのでしょうか。

(義務教育課長) 今治市は独自に職員を配置して、今年度から全ての中学校にサポートルームを設置した状況でございます。他の市町については、現在、サポートルームを拡充するという動きはございませんが、その効果については、どの市町も実感しておりますので、今後検討されるのではないかと考えております。

(山内委員) サポートルームを利用されているお子さんの保護者の方から、すごく助かったという声を耳にしています。進路相談でも、進学できないのではないかと心配していたところ、カウンセラーの先生のおかげで、進学に前向きになったという話を実際に聞きました。サポートルームをなくさないで、どうにか継続するような方法を検討していただきたいと思います。

(義務教育課長) 現在、サポートルームに通っているお子さんや保護者の方は、委員がおっしゃるように継続してほしいという希望をお持ちだと思います。教育委員会としましても、継続も含めて、今後、不登校対策について検討していきたいと考えております。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは次に移らせていただきます。

○令和5年度全国学力・学習状況調査の結果概要について

(教育長) 次に、令和5年度全国学力・学習状況調査の結果概要について、事務局から報告をお願いします。

(義務教育課長) 今年度の全国学力・学習状況調査の本県の結果について御報告いたします。

資料の「1 調査の概要」を御覧ください。

今年度、4月18日に小学校第6学年、中学校第3学年を対象とし、小学校263校、中学校131校の計394校で実施されました。

「2 教科に関する調査について」を御覧ください。

小・中学校ともに、国語、算数・数学に、中学校では4年ぶりとなる英語を加えて実施されました。

教科別の平均正答率は、小学校国語を除く、全ての教科において全国平均を下回る結果となりました。特に中学校英語においては、全国平均との差が前回「-1」から今回「-3」と広がりました。

設問別に見てみますと、昨年度課題であった思考力、判断力、表現力等を問う問題については改善傾向がみられた一方、複数の情報の関係を様々な方法で整理することで、考えをより明確なものにしたり、思考をまとめたりすることに課題がみられました。今後は読解力の育成を目指した授業改善が必要であると捉えています。

「3 質問紙調査について」を御覧ください。

小・中学校とも、「将来の夢や目標をもっている」と答えた児童生徒の割合は、今年度も全国平均に比べて高くなっており、良好な状況が続いています。

これは、現場の教員が日々の学校生活において、児童生徒の主体性や自己肯定感を育むとともに、本県では、これまで「えひめジョブチャレンジU-15事業」として、全ての公立中学校が5日間の職場体験学習に取り組むなど、キャリア教育の充実に力を入れてきた結果と捉えています。今年度から新たに、小学6年生を対象とした「プレジョブチャレ」の実施を計画しています。今後も引き続き、学習意欲の基盤となる夢や目標に視点を当てた取組を推進してまいります。

一方、「平日に、1日30分以上読書をしている」と答えた児童生徒の割合については、近年、中学校は全国平均を上回り、改善傾向にありましたが、今年度は小・中学校ともに全国平均を下回りました。読書活動の充実は、依然として本県の課題であると認識しています。今後は、昨年度、E I L Sに搭載した電子版読書通帳である「みきゃん通帳」を効果的に活用することで、読書習慣を定着させるとともに、引き続き、読解力の向上に努めてまいります。

また、「家で自分で計画を立てて勉強をしている」と答えた児童生徒の割合は、小学校は全国平均を上回っているものの、中学校は大きく下回りました。児童生徒が自分の学習目標を設定し、計画を立てて学習することは、自主性と責任感を養うことにもつながるため、先月、県が各学校に配布した児童生徒が自らの学びを振り返るための「学びのチェックリスト」を活用しながら、引き続き、学習習慣の定着に向け、家庭とも連携しながら取り組んでいきたいと思えます。

今回の調査で明らかとなった課題を詳細に分析するとともに、県内の全ての市町及び学校と危機感を共有することで、県・市町・学校が一体となって、更なる授業改善を推進するため、今月末に臨時学力検証会議を開催し、全ての市町教育委員会の関係者と今後の対策を協議することとしています。

また、今後は1人1台端末等のICTを目的に応じて最適に活用することが教育の質向上の大きな鍵となるものと考えており、活用においては、小学校低学年では紙媒体での読み書きを重視し、基礎・基本の確実な定着を図るなど、発達段階に応じた活用を進める必要があると認識しています。

今年度より新たにスタートさせた「第4期学力向上推進3か年計画」に基づき、本県教員の高いICT指導力を生かして、伝統ある愛媛教育と適切なICT活用のベストミックスを図ることで、更なる学校教育の質の保証・向上に努めます。

なお、同意を得た各市町の結果概要については、8月下旬に県のホー

ムページで公表する予定です。

以上で、御報告を終わります。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

(峯本委員) 令和5年3月に、県は「第4期愛媛県学力向上推進3か年計画」を策定しましたが、その目標は「学校教育の質の保証・向上」とあり、その成果指標として、「全国学力・学習状況調査の質問紙調査で、各教科の『授業内容がよく分かる』の肯定率が全国平均以上」という指標が出されています。今回の質問紙調査では、どのような結果が出ているのか、分かる範囲で教えてください。

(義務教育課長) 残念ながら、今回の「授業内容がよく分かる」という項目については、全国平均を下回っている結果となっています。

(峯本委員) それぞれの学校で、一人一人の学びに応じて、きめ細かく学習過程を大切にしながら指導を進めていただいていると思っております。授業が分かるということが、学校生活の充実につながることを教職員の皆さんは自覚されていると思うので、子どもたちの学習意欲を保つため、県として、引き続き何かお手伝いできることがあれば、進めていただきたいです。

(義務教育課長) 委員のおっしゃるとおり、学校生活の中で何に最も時間を費やしているのかということ、授業でございますので、分かりやすい授業をすることが教師の使命と思っています。各学校では、授業改善に向けて様々な取組をしておりますけれども、県としましても、今回の結果を詳細に分析いたしまして、先生方の授業改善、そして子どもの学びへとつながるように進めてまいりたいと考えております。

(教育長) 従来、この学力調査は、トップの県と最下位の県との点数に開きがありましたが、最近では点差が縮まって、狭い範囲で得点が固まっている状態になっています。それだけ各都道府県のレベルが均一化しているということでしょう。そのため、1問解けないと、順位が10番くらい下がる、あるいは1問解けると順位が10番くらい上がるというような状況ですので、文部科学省も言っていますが、全国順位はほとんど意味をなさなくなってきました。

ただ、全国平均を下回るということは、基礎的な学力が全国並みに身に付いていないという傾向にあるという、危険なシグナルかもしれません。そういった観点で、現場の隅々まで注意喚起して、それぞれの授業改善に努めていただきたいと思います。

(義務教育課長) 肝に銘じて進めていこうと思います。

今回の傾向として、成績上位層の子がそれほど伸びずに、割合が少なく、下位層の子は、これまで同様、全国並みの割合です。このことも課題として出てきております。

まず考えなければいけないのが、今回の調査対象である小学6年生と

中学3年生たちをしっかりとフォローアップすることです。この後、県の方でもふりかえりテストを予定しておりますが、しっかりとフォローアップした上で、次の中学校、高校につなげていくことが大切だと考えております。そのことも含めて、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

(教育長) 危機感の共有はしてください。

(義務教育課長) はい。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは次に移らせていただきます。

○松山城北特別支援学校(仮称)のグランドデザインについて

(教育長) 次に、松山城北特別支援学校(仮称)のグランドデザインについて、事務局から報告をお願いします。

(特別支援教育課長) 松山城北特別支援学校(仮称)のグランドデザインについて、御報告いたします。

学校開設につきましては、県広域特別支援連携協議会において検討してまいりましたが、配布しております「グランドデザイン案」について、先般、出席者全員の賛同を得たところです。

松山城北特別支援学校(仮称)は、中予北部の拠点となる小・中・高一貫の知的障がい特別支援学校として、令和8年4月の開校を目指しております。「めざす学校」として「きらめく愛顔 地域とともに」をテーマに掲げ、「自分らしく輝き、生き生きと学び続ける子」、「地域とつながり、地域に貢献する人材」を育てたいと考えております。また、「めざす児童生徒像」として、「希望」、「挑戦」、「自信」、「協働」という4つの柱を掲げております。

高等部には、新たな専門学科として「キャリアデザイン科」を設置したいと考えております。現在、知的障がい特別支援学校には「産業科」を設置しておりますが、近年、中学校の特別支援学級から高等学校に進学する生徒が増えており、産業科を併願した生徒が高等学校に合格して辞退することにより、産業科が定員割れとなる状況が見られます。新設校では、入学者選抜の方法を見直し、学力検査で得点を取ることは難しいものの、たくましく働く力を持っている中学部の生徒も専門学科を目指せる仕組みを作りたいと考えております。「キャリアデザイン科」の名称には、「自分で自分の進路や将来の生活をデザインしながら、就労の実現を目指してほしい」という願いを込めており、卒業後の生活をイメージしながら、やりたい仕事や自分の生き方を考える高等部3年間を送ってほしいと考えています。

整備内容ですが、校舎を新築するほか、老朽化している聾学校の食堂・寄宿舎を改築し、「食堂棟」を整備します。食堂棟には「城北おもてなしカフェ」を設置し、生徒が身に付けた接客スキルを生かして地域の方々をもてなすなど、実践的な教育活動の場の創出を目指します。

なお、学校設置に係る条例や規則の改正につきましては、開設までに改めて御審議いただけるよう準備を進めてまいります。

以上で、報告を終わります。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

(竹本委員) 松山城北特別支援学校(仮称)は、教育内容の充実を図られ、本当に開校を楽しみにしているところです。松山城北特別支援学校(仮称)には、高い専門性を生かして、松山市内の小・中学校等と連携し、小・中学校に在籍している、発達障がいを含む障がいのある児童生徒の教育的ニーズを充実させるという、センター的機能が期待されていると思います。このことについて、現段階で構想や計画がありましたら、教えてください。

(特別支援教育課長) これまで松山市には、小・中学部を備える県立特別支援学校がなかったため、みなら特別支援学校はかなり広い範囲をカバーしておりましたが、やはり遠いということで、気軽に相談しづらかったり、来校しづらかったりといったことがあったと思います。今回、松山城北特別支援学校(仮称)ができることで、松山市北部を中心に、きめ細かな教育相談や研修支援が行えるのではないかと考えております。これまでに培ってきたノウハウを生かして、センター的機能を十分に発揮してまいりたいと思います。

(関委員) 授業以外で、例えば伝統芸能を学ぶとか、生徒たちが興味を持てるような特徴的なものがあれば、教えていただきたいです。

(特別支援教育課長) 1つは、先ほど関委員のおっしゃった地域芸能です。みなら特別支援学校松山城北分校が、開校以来取り組んできた伊予万歳や、お遍路さんのおもてなし、これらは地域にも根付いており、期待されているところです。伊予万歳については、地域の小学校も取り組んでいるので、小学部ができることで、交流が広がることを期待しております。

また、小学部の施設につきましては、これまで、みなら特別支援学校では施設が飽和状態で、特別教室が十分確保できない状態でしたが、例えば遊びの指導で使うプレイルームや、個別の指導を行う自立活動室などを充実させることで、更に個に応じた教育が行えるのではないかと考えております。

(教育長) 松山市の北部、西部の期待を一身に背負っていますので、しっかり学校を仕上げてください。

(特別支援教育課長) はい。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは教育長報告を終了し、議案審議に移らせていただきます。

#### (4) 議 事

##### 議案審議

○議案第35号 教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について  
(教育長) 議案第35号教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について、事務局から説明をお願いします。

(教育総務課長) 教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について御説明いたします。

これまで紙媒体で処理してきた職員の休暇の申請、超過勤務の命令、手当の認定等に関する事務の効率化を図るため、知事部局で令和3年8月から導入している庶務事務システムを、来月1日から、学校現場を除き、教育委員会事務局でも導入し、システム上で手続きを完了させることとしております。

これに伴い、庶務事務システムで処理する事務のうち、扶養親族の認定並びに通勤手当、住居手当及び単身赴任手当の決定の4つについては、当該システムを統括する知事部局において一元的に執行することにより、事務の効率化を図ることができることから、地方自治法に基づき、知事と協議を行いまして、知事部局職員に補助執行させようとするものであります。

なお、県立学校への庶務事務システムの導入につきましては、来年9月を目指して準備を進めているところです。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

(教育長) ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

(教育長) 特にございませんか。それでは、お諮りいたします。よろしいでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(教育長) それでは、全員異議ございませんので、議案第35号教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行については、原案のとおり可決決定をいたしました。

(教育長) ここで、議案説明の事務局職員が交代するため、暫時休憩いたします。

[教職員厚生室長、社会教育課長、文化財保護課長、義務教育課長、高校教育課魅力化推進監、人権教育課長が退室]

[保健体育課指導主事、高校教育課担当係長及び指導主事、特別支援教育課指導主事が入室]

(教育長) 議事を再開いたします。

○議案第36号 令和6年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について

(教育長) 議案第36号令和6年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について、事務局から説明をお願いします。

(高校教育課長) 本議案は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号の規定により、令和6年度に使用する県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程の教科書を採択しようとするものでございます。

本県で採択したい教科書について、御説明いたします。

「令和6年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について」という説明資料の資料1を御覧ください。今年度の県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程における教科書採択の仕組みを示しております。

6月1日、第1回教科書採択委員会を開催し、発行教科書についての調査研究を開始いたしました。

高等学校では、多くの種類の学科やコースが設置され、また、生徒の進路希望や履修科目の違いにより、多様な教育課程が編成されておりますことから、各校が教科書研究を行い、自校に適した使用希望教科書を選定し、6月9日までに教育委員会へ報告いたしました。

7月6日に第2回教科書採択委員会を開催し、各学校から提出された使用希望教科書について、調査研究資料及び教科書選定基準に基づき、審議、選定し、7月26日、教科書についての研究結果報告書等に取りまとめ、採択委員会委員長から教育長に答申いたしました。

県教育委員会事務局では、この答申を基に、本県で採択したい教科書について取りまとめ、令和6年度使用教科書目録（県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程用）（案）を作成しております。本日の教育委員会で、このことについて審議・採決していただいた後、県の教科書目録を各校へ送付する予定です。次に、各校では、この目録の中から令和6年度に使用する教科書を最終決定し、教科書需要票と一覧表を作成して教育委員会事務局へ提出いたします。その後、教育委員会事務局で整理し、9月16日までに、文部科学省へ報告することとなっています。

次に、採択したい教科書の概況について御説明いたします。

説明資料の資料2を御覧ください。資料2は、平成30年に告示された新学習指導要領に基づいて編集された第1部の教科書について、選定した教科書数等を示した表でございます。第1部の教科書として文部科学省の教科書目録に登載されているのは、国語から福祉まで19教科において、657種類690冊で、そのうち学校からは、507種類527冊の使用希望があり、最終的に、合計508種類528冊の教科書を選定しました。

最終的に1種類、1冊増えている原因については、理数という教科のためです。理数探究基礎については、学校から使用希望がなかったものの、教育委員会で「1科目1種類の教科書は必ず選定すること」という教科書の選定基準を作っておりますので、それに従って選定したものです。なお、理数探究基礎は理数科で開設されることが多い科目ですが、本県の理数科が設置されている3校は、全てスーパーサイエンスハイスクールの特例により、学校設定教科・科目で代替しておりますので、学

校から使用希望が出なかったという事情がございます。

このようなことで、第1部の全ての種類の教科書に対する選定率は77.3パーセントとなっております。

なお、第1部の教科書は、令和6年度の1年生から3年生が使用するものです。

次に、資料3を御覧ください。資料3は、平成21年に告示された学習指導要領に基づいて編集された第2部の教科書について示しています。主に令和6年度の定時制課程の4年生が使用する教科書であり、国語から福祉まで17教科において、438種類449冊の教科書が文部科学省の目録に登載されています。そのうち、各学校から60種類60冊の使用希望があり、全ての教科書を選定しました。第2部の全ての教科書に対する選定率は、13.7パーセントとなっております。

選定した教科書の科目別の詳細は、資料4、資料5のとおりであります。

なお、選定教科書の1部、2部を合計した冊数及び選定率は、資料6に、また、選定率の推移は資料7にまとめています。

それでは、御手元の県の教科書目録と、教科書についての研究結果報告書を御覧ください。研究結果報告書には、教科書検定に合格し、今年度の文部科学省目録に登載されている全ての教科書についての研究結果をまとめています。

まず、記号の説明をいたします。研究結果報告書に記号の説明の記載がありますが、教科書の記号・番号欄にあります◎は新規に発行される教科書でございます。

書名欄の記号につきましては、○は、今年度、各学校から使用希望のあった教科書、●は、昨年度の文部科学省目録に登載されているが、本県では採択されていない教科書で、今年度使用希望のあった教科書、☆は、定時制高校のみから使用希望のあったもの、□は、通信制高校のみから使用希望のあったもの、※は、特別支援学校高等部のみから使用希望のあったものを示しております。

これから、第1部、第2部の順に、教科ごとに説明しますが、2部において使用希望がなく選定教科書のない教科については説明を省略いたします。

まず、第1部の教科書について御説明いたします。

第1部の国語の教科書には、目録のとおり、現代の国語など、6つの科目の教科書があり、採択したい教科書は合計63冊であります。

選定したいずれの教科書も、質・量ともに充実した教材が採録されているほか、例えば、報告書にある論理国語703の教科書のE欄にあるように、生徒に、問題意識を持ち、主体的に考えることを促す言語活動が適切に設定されており、深い学びを実現する工夫がなされています。

第1部の地理歴史の教科書には、目録のとおり、地理総合など6つの

科目等の教科書があり、採択したい教科書は、合計37冊であります。

選定したいずれの教科書も、グローバル化する国際社会を主体的に生きるために必要な資質・能力を育成することができるよう工夫されています。

例えば、報告書にある日本史探究705の教科書は、E欄にあるように、政治・外交・経済・文化など各分野が網羅的にバランスよく記述されており、歴史を探究するための史資料が豊富に掲載されています。

第1部の公民の教科書には、目録のとおり、公共、倫理、政治・経済の3つの科目の教科書があり、採択したい教科書は、合計21冊であります。

選定したいずれの教科書も、古今東西の先哲の思想や、生命、情報、環境などの現代社会の諸課題について、自らの生きる課題と結び付けて考察させることを通して、人間としての在り方・生き方についての自覚を育てることができるような内容となっています。

例えば、報告書にある政治・経済706の教科書は、E欄にあるように、学習内容と時事問題やSDGsなどとの関連が理解しやすく、政治分野・経済分野ともに興味・関心を持って学習できるよう工夫されています。

第1部の数学の教科書には、目録のとおり、数学Iなど6つの科目の教科書があり、採択したい教科書は合計58冊であります。

選定したいずれの教科書も、中学校との関連を重視し、無理なく高校数学に移行できるよう配慮するとともに、精選された練習問題を解くことで、分かる喜びを味わいながら、生徒が興味・関心を持って意欲的に学習できるよう工夫されています。

第1部の理科の教科書には、目録のとおり、科学と人間生活など9つの科目の教科書があり、採択したい教科書は合計60冊であります。

選定したいずれの教科書においても、中学校との接続に配慮し、構成及び内容の改善・充実を図るとともに、探究的な活動や発展的な内容も適宜取り上げたり、最新の科学技術の成果や、日常生活、社会との関連を重視したりするなど、理科に対する興味・関心を高められるよう工夫されています。

例えば、報告書にある物理基礎707の教科書は、E欄にあるように、最新科学技術やSDGsについて詳しく取り上げ、生徒の興味・関心を高める工夫がなされています。

第1部の保健体育については、目録のとおり、保健体育1科目で、採択したい教科書は、合計2冊であります。

選定したいずれの教科書も、基礎・基本を重視し、精選された内容で構成されており、学習内容を一層深めるためのコラムや特設項目、図表等を豊富に掲載するなど、学習指導要領に示された保健体育の知識と教養を、生徒が主体的に身に付けることができるよう、工夫されています。

第1部の芸術の教科書には、目録のとおり、音楽Ⅰなど11の科目の教科書があり、採択したい教科書は、合計31冊であります。

選定したいずれの教科書も、社会と芸術との関わりを実感させる工夫として、多角的な視点から探究的に学べる教材が豊富に掲載されており、使用の際には、表現や鑑賞に役立つ写真や図版、映像コンテンツを活用して生徒が主体的に学び、生涯にわたって芸術を愛好する態度が育成されるよう配慮されています。

第1部の外国語の教科書には、目録のとおり、英語コミュニケーションⅠなど6つの科目の教科書があり、採択したい教科書は合計85冊であります。

選定したいずれの教科書も、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと〔やり取り〕」、「話すこと〔発表〕」、「書くこと」の5つの領域の言語活動や、これらを結び付けた統合的な言語活動を通して、コミュニケーション能力を育成することができるよう工夫されています。

例えば、報告書にある英語コミュニケーションⅢ713の教科書は、E欄にあるように、様々な活動を通じて、同じ英文に何度も触れながら、自らの考えを発信する力を養い、4技能5領域の英語力を総合的・統合的に高められる構成となっています。

第1部の家庭の教科書には、目録のとおり、家庭基礎と家庭総合の教科書があり、採択したい教科書は合計14冊であります。

選定したいずれの教科書も、生活を主体的に営むために必要な技能を身に付け、生涯を見通して生活の課題を解決する力を養うことができるよう配慮されています。

第1部の情報の教科書については、目録のとおり、情報Ⅰと情報Ⅱの教科書があり、採択したい教科書は合計13冊であります。

選定したいずれの教科書も、情報と情報技術を活用して問題を発見し、解決する学習を通して、情報社会に主体的に参画する態度を養うことができるよう配慮されています。

第1部の理数の教科書については、目録のとおり、理数探究基礎の1科目で、採択したい教科書は1冊であります。

選定した教科書は、生徒が、主体的・自立的に探究に取り組むに当たり、どのように取り組めばよいか、各過程について具体例を挙げて示されています。

続いて専門教科について説明します。

農業、工業、商業、水産、家庭、情報、福祉の各教科につきましては、目録のとおりです。いずれも、内容・程度・分量等がそれぞれの学科やコースに適したものとなっており、採択したい教科書は、農業24冊、工業51冊、商業36冊、水産16冊、家庭9冊、情報1冊、福祉6冊となっています。

次に、第2部の説明をいたします。

第2部の教科書は、令和6年度においては、主に定時制課程の4年生が使用するものであり、採択したい教科書は、全て定時制課程から使用希望があったものです。

保健体育、芸術、農業、水産及び福祉の教科書については、使用希望がなかったため、選定しておりません。

共通教科書について、採択したい教科書は、国語8冊、地理歴史11冊、公民5冊、数学5冊、理科10冊、外国語7冊、情報2冊となっており、専門教科書については、工業3冊、商業5冊、家庭4冊となっています。

いずれの教科書も、昨年度本県で採択した教科書であり、内容・程度・分量等が適正であるとともに、特に専門教科書については、それぞれの学科の学習や職業教育に適した教科書となっております。

以上で採択したい教科書の説明を終わります。県の教科書目録に載せております教科書は、いずれも本県で使用するに相当と考えますので、採択いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(教育長) ありがとうございます。事務局からの説明に対して、分量が多いので、まず、全体に関する事柄について御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

(竹本委員) 資料2のところですが、使用を希望する学校はないけれども選定した教科書があると説明されたと思いますが、その経緯についてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

(中村担当係長) 「理数探究基礎」につきまして、その科目を開設する学校はなく、教科書の使用希望はありませんでしたが、教科書採択委員会において、「1科目1種類の教科書は必ず選定すること」という教科書の選定基準に従いまして、1種類1冊の教科書を選定いたしました。これにより、何らかの事情で学校が教育課程を変更して「理数探究基礎」を開設することとなった場合に備えることが可能となります。

文部科学省の令和6年度使用教科書目録には、「理数探究基礎」の教科書が2種類掲載されておりますが、教科書の構成や内容、そして今年度の全国の使用実績を参考に、702を選定いたしました。

以上でございます。

(教育長) ちなみに、理数という教科では具体的に何を学ぶのですか。

「探究」と書いてありますが、探究活動についての内容が掲載されているのか、それとも、理科と数学の総合的な内容なのか。

(小野指導主事) 今回の学習指導要領改訂の中で、各学科に共通する教科として理数が新しく新設されましたが、教育長が言われましたように、この理数という教科では、数学的な見方・考え方や、理科の見方・考え方を組み合わせるなどして探究活動を行うものです。いわゆる「探究」の理科、数学に特化したような科目となっております。

(関委員) 今の説明ですと、STEAM教育に似たようなものであるように思えますが、課題を探すような内容の教科書になっているのですか。

(小野指導主事) S T E A M教育もそうですが、探究活動では、生活する中で世の中の課題を見つけて、その課題を解決するためにどういったアプローチができるかということが問われています。この理数は、数学・理科に特化したものであり、数学・理科の探究を行うに当たって、どのようにテーマを設定するか、どのように計画を立て、実験・分析をするか、その結果をどのようにまとめるか、どのようにポスターを作るかなど、手順を追って示されております。

(教育長) これは、新設されたものですか。

(小野指導主事) 今までは、スーパーサイエンスハイスクールでそのような活動が行われていましたが、それらの活動に教育的効果があるという判断の下、今回の学習指導要領から新しい教科として設置されたという経緯がございます。

(教育長) ほか、ございますか。

(関委員) 令和4年度から新学習指導要領が実施される中で、新規に発行された教科書は、以前と比べてどのような特徴を持っているか、お話を伺いたいと思います。

(中村担当係長) 「令和6年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択について」という説明資料の資料2を御覧ください。「令和5年新規検定・改訂教科書」欄を見ていただくと、今回主に芸術、外国語、農業、工業、商業において、高学年向けの新規の教科書が発行されました。中でも、芸術においては、音楽、美術、書道のそれぞれについて、外国語においても、英語コミュニケーション、論理・表現のそれぞれについて、今までのⅠ、Ⅱを付した科目で育成した資質・能力を更に発展的に高めることを狙いとした、Ⅲを付した科目の教科書が発行されました。芸術の教科書では、芸術と社会とのつながりを実感できるような題材が掲載されており、外国語の教科書では、音声や語彙、表現、文法などの知識に関する学習が、実際のコミュニケーションにおいて活用することを前提としたものになるように構成されているなど、生徒が卒業後も主体的に学習に取り組み、生涯にわたる学びにつながるような工夫が、今回新規に発行された教科書の特徴として見られます。

(教育長) 全体的な傾向についての説明をしていただけますか。

(高校教育課長) 特に、主体性という部分が重視されております。生涯にわたって学び続けることができるように、「自分が学校で学んだことがどのように実生活に結び付いているのか」、「将来、自分が学んだことを生かしてどのように世の中に役に立っていけるのか」、「自分が世の中にどういう影響を与えることができるのか」ということなどを、生徒に実感させることを重視して作られているところが、今回新規に発行された教科書の大きな特徴だと考えております。

(教育長) ほか、ございませんか。

(峯本委員) 先ほどからのお話と関係してくるかと思いますが、新学習

指導要領では、各教科の目標に準拠して、学習評価を「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」という3つの観点で行うとされており。また、新学習指導要領では、指導と評価の一体化を図ることが非常に重視されています。教員にとって評価は、次の指導に結び付く大事な取組だと思えます。生徒自身も自分の学びを評価し、自分の課題を自覚するために、観点別の学習評価を推進していくことが必要になると思えますが、教科書の中では、観点別評価の推進に当たって、どのような配慮がなされているのか教えてほしいと思えます。

(中村担当係長) 国語科を例に説明させていただきますと、学習指導要領では、「知識及び技能」につきましては、「言葉の特徴や使い方」、「情報の扱い方」、「我が国の言語文化」それぞれに関して、「思考力、判断力、表現力等」については、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」のそれぞれの領域について、科目ごとに指導すべき内容が示されています。

教科書においては、単元ごとに「知識及び技能」や、「思考力、判断力、表現力等」のうち、どの領域のどの内容を扱うかを一覧にして示すほか、各単元の最初に目標として示したり、単元末の学習の振り返り事項として示したりするなど、指導者も生徒自身も各単元で育成を図るべき資質・能力を自覚しながら、指導や学習に取り組むことができる工夫がなされています。

(教育長) 生徒が自らの学習の成果を評価するに当たって、どういったアプローチの仕方があるのか、前の学習指導要領と比べて、新しい学習指導要領はどういうふうにしなさいと言っているのか、そういったことが聞きたいです。

(中村担当係長) 今回の学習指導要領では、生徒の自律的な学びを促すということが大事にされています。そこで、学習の振り返りをさせ、「現時点で自分は何が分かっている、何が出来ていないのか」を理解させることで、次の学びに向けた動機付けをすることになっております。そういった観点から、教科書においては「この単元でどういうことを学ぶべきか」を明確に示した上で、単元の終わりには、自分の学習の成果を振り返らせるような工夫が見られます。

(教育長) しかし、それは前の学習指導要領でも十分当たり前にやっていたことではないでしょうか。

(中村担当係長) はい。しかし、新学習指導要領では、より強くその傾向が出されています。

(教育長) 例えば、英語で具体例はありますか。

(中村担当係長) 英語では、例えば、最初に「この単元では、外国人に自分の町のいいところを紹介できるようにしましょう」という目標が設定され、それに必要な表現等を、言語活動を通して学んでいきます。言語活動を終えた後には、この単元で学ぶべき内容について、自分自身が

どれくらい理解して、定着することができたかということをチェックさせます。そして、小テストを行って、できているところ、できていないところを、生徒自身に振り返らせるという指導展開があります。

(教育長) 振り返りには、どれくらいの時間を取るのですか。

(中村担当係長) 学習内容によるとは思いますが、いわゆるアクティブ・ラーニング的な視点からも、しっかりと生徒に振り返らせることが大事になりますので、比較的多くの時間を取ることになります。

(教育長) 今までは時間がなければ飛ばしていたけれど、これからは、必ず振り返りをしなければならないという意識付けは、先生方はできていると理解していいですか。

(中村担当係長) はい。そうするように、各種研修会で指導しています。

(教育長) ほか、全体に関して御質問ございませんか。それでは、分野別に入ります。まず、国語、地理歴史、公民、数学で区切ってこの4教科について御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

(関委員) 公民関係なのですが、選挙権が18歳に引き下げられ、有権者の数は増えた一方で、なかなか投票率は伸びていかないという傾向にあると思うのですが、公民の教科書において、主権者教育はどのようになっているのか教えていただきたいです。

(近藤指導主事) 主権者教育については、学習指導要領におきましても、公民科の学習において大変重要な位置付けであると書かれております。政治・経済や公共の教科書では、主権者教育については手厚くページ数を割いているところです。やはり、自分事として考えられるようにすることが非常に大事ですので、国政選挙の仕組みや、投票方法はもちろんなのですが、地方財政の課題でありますとか、最近ですと、模擬請願のやり方についての紹介をしています。また、条例や住民投票など、様々なアプローチで我々が有権者として行動できるということが、教科書にも工夫して表現されています。

(関委員) そうということが分かっているながら、投票率は上がらないので、投票行動を高め、権利をしっかりと行使する意識付けや、きっかけ作りとなるような特徴的なポイントなどがあればお聞かせください。

(近藤指導主事) 教科書上は、先ほども申し上げましたとおり、地方の政治に興味関心を持たせるような取組等があります。また、主権者教育として課外活動で実施していた模擬請願のやり方であるとか、市議会議員の方や市長等との対談や意見交換などを、公共や政治・経済の授業内で、教育課程の中に組み込むような形にして、より多くの生徒が政治に対して興味関心を持ったり、身近な問題として捉えられたりするように動いています。

(教育長) なかなか効果が上がっていかないのでは、考えていかないといけません。最近では、投票所自体が学校に設置されていたりする動きがありますね。18歳になり投票権を得たときに投票に行かせることが、す

ごく大事なことだと思えます。そこで行かないまま、親元を離れて大学に進学すると、二度と行かないことになりかねません。そういった意味で、高校3年生の最初の投票機会は大切です。教科書うんぬんは別として、やはり、何らかの仕掛けをしていくべきかと思えますが、いかがでしょうか。

(近藤指導主事) 親に付いて一緒に投票に行った子どもの投票率が、その後高いという傾向がありますので、昨年度の知事選等においても、子どもも一緒に投票に行けるような仕掛けを考えるなど、常々、県の選挙管理委員会や義務教育課とも連携しながらやっております。

(竹本委員) 地理歴史について伺います。新学指導要領に対応した新しい教科書が令和4年度から導入されて、特に地理歴史については科目が大きく変更になったと思えます。新しい教科書を1年間使用してみて、現場の意見や感想などは、どのようになっておりますでしょうか。

(名本指導主事) 昨年度1年間使用した教科書となりますと、地理総合、歴史総合、地図帳になります。

現場の先生方の感想を聞いたところ、例えば地理総合であれば、自然環境と防災という項目がございますので、災害時の行動を実践的に考えることができたり、災害時の判断材料を学んだりするなど、生徒自身が防災行動を考える力が身に付くように工夫されている教科書である、という意見がございました。

歴史総合ですと、現在学習しているページが、日本のいつの時代に相当するものなのか分かるような工夫がされており、世界の中の日本を意識させやすいとか、同時代の世界を概観させる地図が多数掲載されていて、日本と世界の相互のつながりを理解させやすい、との意見がありました。

また地図帳の内容は一般図、主題図、統計資料と、これらは従来のものと変わらないのですが、QRコードからつながる、地理学習の理解を助けるデジタルコンテンツが豊富で、非常に良いという意見があります。

今回選定した全ての教科書について言えることですが、QRコードからつながるデジタルコンテンツが充実しておりますので、教科書紙面を超えた様々な学びにも対応できるというような配慮がなされているという、全体的に良好な意見がございました。

(教育長) 日本史と世界史のリンクは、我々の時代は自分で調べるしかなかったのですが、教科書に書いてくれているなら便利ですね。

(教育長) ほか、ございませんでしょうか。それでは、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、理数について御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

(山内委員) 応急手当について、大切なことなので気になっているのですが、保健体育の教科書にはどのような内容が書かれているのかお聞かせください。

(秋山指導主事) 保健体育の教科書の中では、安全な社会生活という領域の中で3単元にわたって応急手当について取り扱っております。日常的な応急手当といたしましては、止血法や固定の仕方、打撲等に対応するRICE法、熱中症の対処法などが取り扱われております。特に、熱中症に関しましては、発症のメカニズムや重症度別の特徴、また、フローチャートが示されまして、治療に関する内容が分かりやすく説明されております。また、心肺蘇生法に関しましては、胸骨圧迫、気道確保、人工呼吸の方法やAEDの使用方法について取り扱っておりまして、人が倒れているのを発見した状況から、救急隊員が到着するまでの手順の中で、それらの適切な組み合わせ方について身に付けることになっております。

学習指導要領においては、それらの技能は実習を通して身に付けることとなっております。知識の理解だけでなく、技能をきちんと身に付けることを徹底して指導することになっております。

(山内委員) 熱中症に関しては、自分でも気が付かないうちに熱中症になっている場合があると思いますが、学校では日常的にどのような指導をしていますか。

(秋山指導主事) 熱中症につきましては、熱中症警戒アラート等の発令もありますので、学校現場では、あらかじめ休憩時間を多めに設定するほか、早めの水分補給、ウォーミングアップ、クールダウンをしっかりと行うなど、事前に熱中症を起こさせないような対応を、早め早めにとるようにしております。教科書にもそういった内容の記載があり、生徒自身も理解できるように、また、教員側も、そういったところをきちんと指導するように学校現場では取り組んでおります。

(宇都宮委員) 家庭科について質問です。現代における家族観や、LGBTQなど性の多様性に対応するために、家庭科の教科書ではどのような配慮がされているのでしょうか。

(鎌田指導主事) どの教科書も、多様性の大切さを重視するような内容となっております。特に、自分らしさを考えさせるために、年次推移や、国際比較などのグラフや図表を多く取り入れております。家族観については、例えば、最近多くの教科書で「選択的夫婦別姓についてどう思いますか」というテーマが取り扱われておりますが、そういったディスカッションテーマで意見交換をして、自分の意見、他者の意見を取り入れながら、自分はどのようにいったらいいだろうか、と考える機会を多く与える工夫がなされております。性自認については、やはり自分らしく生きる上で、性自認、性的指向などは大切であるといったように取り扱われております。また、家族観が変わってきているということもありまして、問題が起こった場合の相談先等が記載されております。

(山内委員) 情報について、令和6年度実施の大学入学共通テストから情報が追加されると思うのですが、教科書はどのような対応がされてい

ますか。

(松田指導主事) 昨年11月に大学入試センターが公表した教科情報の試作問題があるのですが、それを見ますと、情報Ⅰの基礎的な知識を基に、社会や生活の中に題材を見つけて考察する問題が多くあり、難易度はそこまで高くありません。学習指導要領では、プログラミングやシミュレーション、ネットワーク、データベースの思考を用いて、情報を発見し解決する活動を重視させた共通必修科目として、情報Ⅰが設定されております。情報Ⅰのいずれの教科書におきましても、大学入学共通テストに対応できる、基本的な知識が身に付く内容になっておりまして、さらに、章末問題や演習問題におきましては、生活の中での題材に結び付けた発展的な問題も取り扱っております。

(教育長) ほか、ございませんでしょうか。それでは、最後に専門教科に関する各教科、農業、工業、商業、水産、家庭、情報、福祉について御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

(宇都宮委員) 農業について質問です。現在、地域環境に配慮した野菜生産が注目されていると思いますが、教科書ではどのように扱われているのでしょうか。

(森指導主事) 農業の教科書の中でも、野菜の教科書では、人や地域環境と調和した持続的な野菜生産として、環境保全型農業を教材で取り扱っております。その中で、農薬や肥料の削減、農業の生産工程管理に視点を当てて、生徒に地域環境に配慮した持続的な農業について学ばせるような内容になっております。

(竹本委員) 商業についてですが、労働力不足が深刻化している中、サービス業ではせっかく確保した新人の育成が追いつかないなど、サービスの低下が懸念されています。そのような中、経営理念とマニュアルの存在が改めて注目されておりますけれども、商業の教科書では、これらをどのように取り扱っているか教えてください。

(山下指導主事) ビジネス・マネジメントの教科書では、ディズニーランドのアルバイトスタッフの接客サービスを例に挙げ、経営理念とマニュアルの重要性について取り扱っております。客室乗務員やホテルの従業員における接客サービスのマニュアルについては、新人であっても一定水準のサービスを提供することができるため、大変重要な役割を担っております。マニュアル自体は大変無機質なものでありますが、経営理念を理解することで、マニュアルに従う意義までも理解することができ、ディズニーランドにおいて、水で地面に絵を描いてゲストを楽しませるアルバイトスタッフの事例を示しております。アルバイトスタッフに経営理念が浸透していれば、行列に並んで退屈をしているゲストに対して、主体的に対応し、特別な体験を与えることができることを、生徒に身近なテーマパークを題材にして、分かりやすく学習できるように配慮がされております。

(山内委員) 工業について教えてください。工業については、新しい物を生み出す発想や、新しいアイデアを創造することが大切だと思いますが、教科書ではどのように扱われていますか。

(武智指導主事) 全ての工業の生徒が学習します「工業技術基礎」の中で、知的財産やアイデアの発想について学習できるようになっております。具体的には、知的財産権や産業財産権などの、知的創造物に対する法的な権利や、アイデアの発想技法について記載されており、新しい物を生み出すことの意欲の向上が図られております。さらに、具体的な内容として、紙を留めるクリップや、QRコードなどの事例が紹介されており、身近な知的創造物を例示することにより、生徒の学習意欲向上を図っております。

(教育長) 紙を留めるクリップで、何を教えようとしているのですか。

(武智指導主事) 紙を留めるクリップの形を変えることによって、強度を増加させたり、新しい形のクリップを発想させたりする実習内容が教科書に記載されております。

(山内委員) 福祉について教えていただきたいのですが、福祉の教科書の中で大切にされていることは、どのようなことがありますか。

(鎌田指導主事) 身体的ケアはもちろんですが、最近の教科書では、コミュニケーション術や、自己決定権、利用者の尊厳について、様々な場面で取り扱われております。先日、高校生介護技術コンテストに参加したのですが、その際の高校生の介護の様子を見ると、例えばカーディガンを着る場面で、「どちらのカーディガンがいいですか」というように、利用者の方に一つ一つ確認してございまして、そういったことを授業でとても大切にしていることが伝わってきました。

(関委員) 最近、SDGsについて教科書にも記載されていると思いますが、芸術の科目の中で、SDGsをどのように捉えさせようとしているか、教えてください。

(徳森担当係長) 例えば、美術の教科書では、再生可能な使い捨てトレーや、援助や配慮が必要な人に対するヘルプマークのデザインの事例が取り扱われ、また、音楽の教科書では、レディ・ガガというアメリカの歌手の「Born This Way」という、性の多様性を伝える歌詞の楽曲が取り扱われております。芸術においては、身近な題材を通じて、生徒にSDGsの考え方や、いろいろな価値を受け入れながら、自分が社会にどのように貢献していくかといったことを、鑑賞と表現をつなげて学習できるよう工夫されております。

(峯本委員) 外国語について質問させてください。先般行われた、全国学力・学習状況調査において、相手の意見に対して、短い時間で自分の考えをまとめて、英語で話すという問題がありました。学習指導要領では、英語による発信力を更に強化することがうたわれていると思いますが、教科書ではどのような工夫がなされているのでしょうか。また、教育

委員会では、どのような指導で、英語の発信力を強化しようとしているのか、教えていただけますでしょうか。

(中村担当係長) 日常的な話題から社会的な話題に関して、英語で聞いたり読んだりして得た情報を活用しながら、自分の考えや気持ちを表現し、伝え合うといった言語活動が、教科書の随所に取り入れられております。また、自己表現に必要な文法や語彙に関しては、紙面上で演習して身に付けるのではなく、グループでの協働的な学習を行い、意味のある文脈の中でのコミュニケーションを通じて、繰り返し活用することで身に付けさせるといった工夫がされております。

(教育長) 峯本委員のお話にあった、全国学力・学習状況調査については、分析しておいた方がいいですね。どうして英語は3ポイントも全国から後れを取ったのかというのは、小・中学校の話にはなりますが、深く考えなければ、いずれ高校にも跳ね返ってきます。気を付けておいていただければと思います。

(教育長) ほかに御質問はございませんでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、採決に移りたいと思います。議案第36号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全委員) 全員挙手。

(教育長) ありがとうございます。全員挙手でございますので、議案第36号令和6年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程教科書の採択については、原案のとおり可決決定をいたしました。

○議案第37号 令和6年度使用県立特別支援学校小学部及び高等部教科書の採択について

(教育長) 議案第37号令和6年度使用県立特別支援学校小学部及び高等部教科書の採択について、事務局から説明をお願いします。

(特別支援教育課長) 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条第6号の規定により、令和6年度に愛媛県県立特別支援学校小学部及び高等部において使用する教科書を採択しようとするものであります。

御手元の別添1「令和6年度使用 県立特別支援学校小学部及び高等部教科書の採択について 説明資料」をお開きください。

最初に、小学部の教科書について御説明いたします。

まず、文部科学省検定済教科書につきましては、松山盲学校を除く県立特別支援学校で使用する教科書は、別添2「愛媛県義務教育諸学校教科用図書選定資料(小学校教科用図書)」に基づき、慎重に検討した結果、別添1の「文部科学省検定済教科書一覧」に示している聴覚障がい者、肢体不自由者、病弱者、知的障がい者用の欄の発行者の教科書を採択したいと存じます。

また、松山盲学校で使用する教科書につきまして、点字教科書が発行される教科の場合は、その教科で1種のみ発行となるため、その原典

である文部科学省検定済教科書を選定する必要があります。点字教科書が発行されない教科につきましては、他の特別支援学校で使用する教科書と同様のものを選定することとし、先程の教科書一覧に視覚障がい者用として示している欄の発行者の教科書を採択したいと存じます。

以上、特別支援学校小学部用として採択したい文部科学省検定済教科書は86冊で、その内訳は、別添5「令和6年度使用教科書目録 県立特別支援学校小学部・高等部用」の別表1に示すとおりです。

次に、文部科学省著作教科書につきましては、視覚障がい者用点字教科書、聴覚障がい者用の言語指導の教科書、知的障がい者用の国語、算数、生活及び音楽の教科書を、採択したいと存じます。内訳は、別添5「教科書目録」に示すとおりで、冊数は47冊です。

学校教育法附則第9条の規定による教科書につきましては、別添5「教科書目録」の別表2に示すとおりです。これらは、視覚障がい者用として採択する文部科学省検定済教科書を原典とする点字教科書及び拡大教科書と、別添3「愛媛県義務教育諸学校教科用図書選定資料（特別支援学校小学部及び小学校特別支援学級用一般図書）」に掲載されております知的障がい者用教科書です。児童の障がいの状態や発達の段階に応じて必要ですので、全て採択したいと存じます。冊数は163冊です。

続きまして、高等部の教科書について御説明いたします。

特別支援学校高等部では、普通科及び障がいの特性等を考慮した専門教育を行う学科を設置しており、それぞれ生徒の障がいの程度や発達の段階等を踏まえて教育課程を編成しております。先程の県立高等学校及び中等教育学校後期課程と同様、各学校から提出された使用希望教科書を、教科書採択委員会において審議・選定し、取りまとめられた報告書を基に、慎重に検討しました。その結果、次の教科書を採択したいと存じます。

まず、文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書につきましては、別添1「説明資料」の資料2に示しましたとおり、特別支援学校で履修する教科・科目を勘案し、選定した教科書は164種類168冊です。

このうち、新規に選定したものは35冊で、説明資料には●印で示しております。また、特別支援学校のみで使用するものは、※印を付しており、14冊となっております。特別支援学校のみで使用する教科書は、基礎的・基本的事項の学習を重視し、丁寧な記述で、図や写真等を豊富に取り入れ、分かりやすくまとめられており、生徒の興味や関心を喚起し、基礎から応用へと幅広く学習できるよう工夫が施されております。

詳細は、別添5「教科書目録」の別表3に示すとおりです。

次に、学校教育法附則第9条の規定による教科書についてですが、別添1「説明資料」資料3を御覧ください。

視覚障がい者用100冊、聴覚障がい者用9冊、知的障がい者用51冊の合計160冊を選定しております。

これらは、検定済教科書を原典とする点字・拡大教科書、保健医療や理容といった職業学科で使用する教科書、知的障がいのある生徒の教科指導を行うための下学年の教科書や一般図書であり、各学校からの使用希望を踏まえて調査・研究を行いました。その結果は、別添4の「報告書」に記載しているとおりで、全て生徒の障がいの状態等に応じた指導に適したものです。

詳細は、別添5「教科書目録」の別表4に示すとおりです。

以上の内容を取りまとめ、別添5「令和6年度使用教科書目録 県立特別支援学校小学部・高等部用」としてお示ししております。いずれも本県で使用することが適当と考えますので、採択いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(教育長) ありがとうございます。事務局からの説明に対しまして、御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。

(教育長) 拡大版というのは、どのくらい拡大されているのですか。

(香川指導主事) 文字のサイズが18ポイント、26ポイントなど段階があり、子どもに応じて選んでおります。

(教育長) そうなると、ページ数がかなり増えるのですか。

(香川指導主事) はい。

(教育長) ほか、特にございませんでしょうか。

(全委員) はい。

(教育長) それでは、採決に移りたいと思います。議案第37号を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全委員) 全員挙手。

(教育長) ありがとうございます。全員挙手でございますので、議案第37号令和6年度使用県立特別支援学校小学部及び高等部教科書の採択については、原案のとおり可決決定をいたしました。

(教育長) 以上で議案審議を終了し、その他の協議に移ります。

(教育長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人及び報道機関の皆様には退席をお願いいたします。

(教育長) ここで、事務局職員交代のため、暫時休憩します。

[保健体育課指導主事、高校教育課担当係長及び指導主事、特別支援教育課指導主事が退室]

[教職員厚生室長、社会教育課長、文化財保護課長、義務教育課長、高校教育課魅力化推進監、人権教育課長が入室]

(教育長) 再開する旨宣する。

(5) その他

○令和5年度9月補正予算案について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(副教育長) 愛媛県議会9月定例会に提案予定の令和5年度9月補正予算案の教育委員会関係分について、概要を説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

○令和6年安全功労者内閣総理大臣表彰について

(教育長) 協議題の説明を求める。

(保健体育課長) 令和6年安全功労者内閣総理大臣表彰の被表彰候補校  
(1校)の推薦について説明する。

(教育長) 意見を求める。

(教育長) 全国で何校表彰されるのかについて質問する。

(保健体育課長) 今年度の表彰数は全国で6校である旨答える。

(教育長) 愛媛県の過去の表彰状況について質問する。

(保健体育課長) 愛媛県の過去の表彰状況について答える。

(教育長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(教育長) 了承する旨宣する。

(教育長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉会(午後3時49分)

(教育長) 以上で、本日の審議事項を全て終了いたしましたので、教育委員会8月定例会を閉会いたします。